

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は所得税および住民税の申告においてその年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

●平成31年1月1日～令和元年9月30日の間に国民年金保険料を納付された方

11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料

(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際は必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。なお、令和元年10月1日以降に納付された分は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されませんので、領収証書を添付してください。

●令和元年10月1日～12月31日の間に今年はじめ国民年金保険料を納付された方

翌年の2月上旬に送付されます。

●問い合わせ 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

いい 未来 11月30日は「年金の日」です。

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

●ねんきんネット いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所に問合せください。

●問い合わせ

半田年金事務所 ☎0569-21-2375



介護サービス利用に関する法律相談(無料、予約制)

- とき 12月5日(木) 午後1時30分～4時30分
- ところ 東海市しあわせ村 保健福祉センター
- 内容 介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの
- 対象 知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者
- 定員 6名(先着順)

●応対者

知多北部広域連合 顧問弁護士 ^{くまだ} ^{ひとし} 熊田 均氏

●申し込み 11月8日(金)～20日(水)の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ
※相談したい内容を具体的に整理しておいてください。

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課 ☎052-689-1651

皆さんのくらしをまもる 国民健康保険④

医療費の適正化にご協力ください!

●問い合わせ 保険医療課 内線154

医療費通知を確認しましょう

2か月ごとに医療費通知を送付しています。受診日数や医療費などを確認しましょう。